

市内中小企業者への

■ 物価高騰対策支援金

（申問）商工振興課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1464

原油価格や各種原材料費などの物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している市内中小企業者を対象に支援金を交付します。

■対象者 / 次の要件をすべて満たす中小企業者

- ①令和5年10月1日以前に事業を開始していること
- ②今後も事業継続の意思があること
- ③市税の滞納がないこと

※①～③の他にも要件があります。

○法人の場合

▼市内に本社、本店を有すること。

▼令和5年中の1カ月以上を含む、直近の決算の「売上総利益率（粗利率）」または「営業利益率」が、令和4年または令和3年の同値と比較し、10%以上減少していること。

▼令和5年中の1カ月以上を含む、直近の決算の損益計算書の売上原価と経費（販売管理費）の合

計額が360万円以上であること。

○個人事業主の場合

▼市内に住所を有し、かつ居住している。または市外に居住し、市内のみに事業所を有すること。

▼令和5年中の「売上総利益率（粗利率）」または「営業利益率」が、令和4年または令和3年中の同値と比較し、10%以上減少していること。

▼令和5年中の確定申告書の損益計算書（収支内訳書）の売上原価と経費（販売管理費）の合計額が360万円以上であること。

■交付金額 / 10万円

■申請方法 / 必要書類を添付の上、商工振興課窓口 に直接持参または郵送、市のホームページに掲載の 申込フォームから提出してください。

■申請期限 / 7月31日（水）



ホームページ

無料接種は3月31日（日）で終了

■ 新型コロナワクチン接種

（申問）健康課（健康センターミルネ内） ☎ 88 - 5750

新型コロナワクチンの無料接種は3月31日（日）で終了します。接種を希望する場合は期間内に余裕を持って受けてください。

3月31日（日）まで

◇特例臨時接種

- 対象者 / 生後6カ月以上の全ての人
- 費用 / 無料※自己負担なし
- 接種券の交付 / あり※対象者に送付
- 使用ワクチン / XBB 1.5 対応1価ワクチン
- 接種証明書 / 接種証明書アプリやコンビニでの接種証明書発行は3月31日（日）で停止し、4月1日（月）からは健康課での交付のみ。※市役所窓口での接種証明書発行申請は可。

4月1日（月）から

◇定期接種

- 対象者 / ①65歳以上の人②60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される人、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な人（身体障害者手帳1級所有者）

■接種期間・回数 / 年に1回、秋ごろの予定※季節性インフルエンザの定期接種と同様

■費用 / 一部自己負担の予定

■接種券の交付 / なし※対象者は予防接種カードを使用予定

■使用ワクチン / 未定

■接種証明書 / ワクチン接種後に接種医療機関で交付※3月31日（日）までの接種分は健康課で交付。市役所窓口での接種証明書発行申請は可。

◇任意接種

■対象者 / ③64歳以下の人※定期接種②の該当者は除く④定期接種の①②の該当者が定期接種以外の時期に接種する場合

■接種期間・回数 / 未定

■費用 / 全額自己負担の予定

■接種券の交付 / なし

■使用ワクチン / 未定

■接種証明書 / なし※3月31日（日）までの接種分は健康課で交付。市役所窓口での接種証明書発行申請は可。



ホームページ

詳しくは市のホームページを確認ください。



受け取りはお早めに！

マイナンバーカード



申問 市民課（本庁舎内）

☎ 82 - 2002
F 82 - 1821



申請・受け取り手続きが自宅でできます

市役所職員が自宅を訪問し、マイナンバーカードの申請や受け取り手続きを手伝います。

■内容 / ①マイナンバーカードの申請手続き②マイナンバーカードの受け取り手続き

■対象 / 高齢者、障がいのある人、介護を受けている人、乳幼児の子どもがいる家庭など、自力で市役所に来庁することが困難な人

■利用の流れ / 下記のとおり

①訪問を希望する日の1週間前までに、電話、ファックスまたは申込フォームから予約ください。

②市民課から通知を発送しますので、確認して当日まで大切に保管してください。

③訪問の当日に、職員が2人で自宅に伺います。

④後日、市役所からマイナンバーカードを書留郵便で送付します。



申込フォーム



マイナンバーカード申請会を開催

マイナンバーカードの写真撮影と申し込みをサポートするマイナンバーカード申請会を下記の日程で行います。予約は不要です。また、同様のサポートは市民課窓口でも行っています。必要書類を持参のうえ、来場ください。



住民センター

■時間 / 午後1時～4時

2月28日（水） 青垣住民センター
3月1日（金） 春日住民センター
3月5日（火） 山南住民センター
3月6日（水） ライフピアいちじま
3月13日（水） 青垣住民センター
3月22日（金） 柏原住民センター



県立丹波医療センター

■とき / 3月7日（木）午前9時30分～正午

■ところ / 1階総合ロビー



市民課休日申請窓口

■とき / 3月23日（土）午前9時～正午

手続き時に必要なもの

- ①予約の電話受付後に市民課から郵送した通知
- ②通知カード（所有者のみ）
- ③本人確認書類 **2点**
顔写真有1点＋顔写真なし1点
（例：免許証（運転経歴証明書）＋健康保険証）
または顔写真なし2点（例：健康保険証＋介護保険証）

申請時に必要なもの

- ①交付申請書（所有者のみ）※QRコード付き
- ②通知カードまたは個人番号通知書
- ③本人確認書類 **2点**
顔写真有1点＋顔写真なし1点
（例：免許証（運転経歴証明書）＋健康保険証）
または顔写真なし2点※通知カードが必要
（例：健康保険証＋介護保険証＋通知カード）

マイナンバーカード申請会では

書類がそろっていない場合は完成したマイナンバーカードを自宅に送付することができず、市役所窓口でのカード受け取りになる場合があります。

マイナンバーカードはできあがるまでに約1カ月かかります。

15歳未満や成年被後見人の人は必ず法定代理人と一緒に来場してください。

写真撮影を行いますので、必ず本人が来場してください。

※各講座の対象年齢や締切など、詳細はホームページまたは各住民センターに設置のチラシを確認ください。



ホームページ

- 講師／マンダリン愛好会
- 定員／5人程度
- ところ／春日住民センター
- とき／3月24日（日）午後1時30分
- マンダリン
- 講師／日本民謡秀教会 藤本薫敦さん
- 定員／5人程度
- ところ／春日住民センター
- とき／3月16日（土）午前10時30分
- 三味線
- 講師／丹波ギターフレンズ
- 定員／5人程度
- ところ／氷上住民センター
- とき／3月9日（土）午前10時30分
- アコースティックギター
- 講師／モーニングおばさん
- 定員／10人程度
- ところ／春日文化ホール
- とき／3月2日（土）午後1時30分
- よさこいソーラン
- 講師／はじめの一步を主催します。
- 文化芸術を、身近なものに感じる体験講座「はじめの一步」を開催します。

参加者を募集！文化芸術体験講座
「はじめの一步」
申問 文化・スポーツ課（春日文化ホール内）
☎ 74 - 1050

参加者を募集！文化芸術体験講座
「はじめの一步」
HP

軽自動車税の手続きを忘れずに

軽自動車税（種別割）は、4月1日時点で原動機付自転車・軽自動車などを所有する人が納める税金です。転出や死亡、売買などで所有者が変わった場合は、3月上旬までに手続きをしてください。税金の減免なども併せて期限内に申請してください。

（申問税務課（本庁舎内）） ☎ 82・2070

廃車、名義変更などの手続きはお早めに！

軽自動車税（種別割）を納めるのは、4月1日時点で、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車を所有する人です。市外への転出や死亡、売買などで所有者が変わった場合は、3月上旬までに手続きをしてください。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、払い戻しはありません。

車両を処分しても、市役所などで廃車手続きをしなければ軽自動車税がかかります。廃車日・名義変更日は、陸運局などでの手続きの完了日です。手続代行業者などを利用する場合は、依頼日から手続き完了までに数日かかりますので、早めに手続きをお願いします。

廃車・名義変更の手続き

◆市役所で手続きするもの

特定小型原動機付自転車、原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（農耕作業用・その他特殊作業用）、ミニカー



■手続場所／税務課または各支所

■手続きに必要なもの

●廃車の場合／①標識交付証明書が登録票②ナンバープレート③届出者の本人確認書類

●名義変更の場合／①標識交付証明書または登録票②ナンバープレート※番号変更される場合③届出者の本人確認書類

◆市役所以外で手続きするもの 3輪・4輪の軽自動車

■手続場所／軽自動車検査協会兵庫事務所（神戸市東灘区御影本町1・5・5） ☎ 050・3816・1847

2輪の小型自動車、軽2輪（125ccを超えるもの）

■手続場所／神戸運輸監理部兵庫陸運部（神戸市東灘区魚崎浜町34・2） ☎ 050・5540・2066

◆手続きは、代行している自動車販売店や団体でも可能です。

軽自動車税（種別割）の減免について

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳所有者などは、軽自動車税（種別割）の減免を受けられる場合があります。

令和5年度軽自動車税（種別割）減免申請の新規受付は、4月1日（月）からです。現在減免を受けている人には、3月中に継続用の減免申請書を送付します。減免の届出内容に変更がない場合は、必要事項を記入し、提出してください。

なお、年度途中に名義変更・買い替えをした場合は、新たに申請が必要です。必要書類をそろえて、早めに手続きをお願いします。

軽自動車の車検は納税証明書が原則不要に

軽自動車検査協会が納付情報のオンライン確認ができるようになり、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となっています。それに伴い、口座振替・スマホ決済の方に送付していた納税証明書（はがき）は廃止しています。

【注意点】

◆2輪の小型自動車（排気量250ccを超えるもの）は、従来どおり紙の納税証明書が必要です。

◆納税後すぐに継続検査を申請する場合は、金融機関の窓口やコンビニなどで支払い、納付書に添付している継続検査用の納税証明を利用するか、市役所で紙の納税証明書を取得する必要があります。

◆年度途中に購入、名義変更をした人で車検を受ける場合は、紙の納税証明書の取得が必要な場合があります。

□座振替が便利です！

軽自動車税の納税は納め忘れない口座振替がおすすめです！

通帳・印鑑を持って、金融機関で手続きをお願いします。